

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|--|-------------------|------------|
| 処分の内容 | 高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費の支給 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第51条の2第1項 介護保険法第61条の2第1項 | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| | 【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 介護保険法第51条の2第1項 介護保険法第61条の2第1項 別紙のとおり | | |
| 審査基準 設定年月日 | 平成12年4月1日 | 審査基準 最終変更年月日 | 平成26年6月25日 |
| 標準処理期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 平成25年4月1日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 福祉部 チャーがんじゅう課 | | |
| 備考 | | | |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。